水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改める。

第九十八条第一号中「場合を含む。」の下に「第百七十二条の二において同じ。」を加える。

第九十九条中「場合を含む。」の下に「第百七十二条の二において同じ。」を加える。

第百一条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第百十三条第八項第二号中「損失の可能性」を「当該損失の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改める。

第百三十八条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　賃貸等不動産に関する注記

第百三十八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　金融商品に関する注記

第百四十三条の次に次の一条を加える。

（金融商品に関する注記）

第百四十三条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　金融商品の状況に関する事項

二　金融商品の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

2　前項の「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

第百四十四条第一項中「有価証券に関する」を「前条に定める事項のほか、有価証券に関する」に、「重要でない」を「重要性の乏しい」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第二項中「重要でない」を「重要性の乏しい」に改め、同条第三項中「重要でなくなった」を「重要性が乏しくなった」に改め、同条に次の一項を加える。

4　当該事業年度中に減損処理を行った有価証券に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　その旨

二　減損処理額

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（賃貸等不動産に関する注記）

第百四十六条の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　賃貸等不動産の状況に関する事項

二　賃貸等不動産の時価に関する事項

2　前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。

第百四十九条中「第七号及び第八号」を「第六号及び第八号から第十号まで」に改める。

第百六十五条第一項中「第百六十三条第三号イの」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　提案の理由（総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

第百六十六条第一項第二号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

第百七十二条の次に次の一条を加える。

（責任免除を受けた役員に対し退職慰労金等を与える議案等）

第百七十二条の二　法第三十九条の六第四項の議決に基づき役員の責任を免除した場合において、理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が法第三十九条の六第七項の承認の議決に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員に与える第九十九条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

第百八十八条第二項中「市場価格」を「時価」に改め、同条第三項中「市場価格のない」を「時価の把握が困難な」に、「市場価格のある」を「時価のある」に改め、同条第四項中「市場価格」を「時価」に改め、同条第五項及び第六項中「市場価格のない」を「時価の把握が困難な」に改める。

第百九十一条を次のように改める。

（のれんの評価）

第百九十一条　組合は、吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）、新設合併（二以上の組合がする合併であって、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合（以下「新設合併設立組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第百九十五条の次に次の一条を加える。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第百九十五条の二　吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産（吸収合併により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合の組合員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2　前項の規定は、新設合併の場合について準用する。

第百九十六条中「前条」を「第百九十五条」に改める。

第二百四条第三項中「市場価格」を「時価」に改める。

第二百十条の二第一項第一号イからへまで以外の部分を次のように改める。

組合が吸収合併消滅組合である場合

第二百十条の二第一項第二号イからへまで以外の部分を次のように改める。

組合が新設合併により消滅する組合（以下「新設合併消滅組合」という。）である場合

第二百十四条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

別紙様式第六号(一)第四中

損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	

を

税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	

に、

を

その他の注記	

に、

その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等（損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること（連結業務報告書を作成する組合は、記載を要しない。）。

に改める。